

第3回定時株主総会 その他の電子提供措置事項 (交付書面省略事項)

新株予約権等の状況

会計監査人の状況

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

株主資本等変動計算書

個 別 注 記 表

(2024年4月1日から2025年3月31日まで)

株式会社 リスキル

上記事項につきましては、法令及び当社定款第14条第2項の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面（電子提供措置事項記載書面）への記載を省略しております。

新株予約権等の状況

- (1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として従業員等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

会計監査人の状況

(1) 名称

太陽有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	18,165千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	19,425千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

当社は、太陽有限責任監査法人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外に、新規上場に係るコンフォートレターの作成業務についての対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 会計監査人が受けた過去2年間の業務の停止の処分に関する事項

当社の会計監査人は、2023年12月26日付で、金融庁から契約の新規の締結に関する業務の停止3カ月（2024年1月1日から同年3月31日まで。ただし、既に監査契約を締結している被監査会社について、監査契約の期間更新や上場したことに伴う契約の新規の締結を除く。）の処分を受けました。

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) コーポレート・ガバナンス

1 取締役及び取締役会

- ・取締役会は、法令・定款等及び「取締役会規程」に則り、経営の重要事項を決定し、取締役の業務執行を監督しております。
- ・取締役は、取締役会が決定する業務担当に基づき、法令・定款等に則り業務を執行し、毎月度、業務の執行状況を取締役に報告しております。
- ・取締役は、重大な法令違反その他法令及び社内規程の違反に関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監査役に報告するとともに、遅滞なく取締役会において報告しております。
- ・コーポレート・ガバナンスの実効性を確保するため、社外取締役を選任しております。

2 監査役及び監査役会

監査役は、法令の定める権限を行使するとともに、内部監査担当及び会計監査人と連携して、「監査役会規程」及び「監査役監査基準」に則り、取締役の職務執行を監督しております。

(2) コンプライアンス

1 コンプライアンス体制

役員及び従業員がコンプライアンスに適った企業活動を実践するため、「リスクマネジメント・コンプライアンス規程」にて行動規範を定めております。その目的達成のため、リスク・コンプライアンス委員会を設置し、諸施策を講じております。

2 内部通報制度

コンプライアンスの相談・報告窓口として、内部通報窓口を社内外に設置し法令違反や当会社の行動規範違反又はそのおそれのある事実の早期発見に努めております。

3 反社会的勢力との関係遮断

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的な活動や勢力に対しては毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断しております。

4 社内教育

社内研修、社内の啓発活動等により、コンプライアンスの理解と意識向上に努めております。

(3) 財務報告

財務報告の信頼性を確保するために、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に従い、財務報告に係る内部統制の有効性を評価、報告する体制を整備し運用しております。

(4) 内部監査

業務執行者の職務執行の妥当性及びコンプライアンスの状況につき調査するため、代表取締役社長直轄に内部監査担当（兼務組織）を設置し、代表取締役社長の指揮のもと内部監査担当による内部監査を実施しております。内部監査の結果は定期的に代表取締役社長及びリスク・コンプライアンス委員会に報告しております。

(5) 懲戒処分

役員及び従業員の職務の執行により法令違反等が生じた場合、役員については会社法等に照らし、従業員については「就業規則」に則り、厳正な処分を行っております。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(1) 情報セキュリティについては、「情報セキュリティ管理規程」に基づき、情報セキュリティに関する責任体制を明確化し、情報セキュリティの維持・向上のための施策を継続的に実施し、情報流出防止するための体制を整備しております。

(2) 各種の文書、帳票類等については、適用ある法令及び「文書管理規程」に基づき適切に作成、保存、管理しております。

(3) 株主総会議事録、取締役会議事録、管理職会議議事録、事業運営上の重要事項に関する決裁書類等取締役の職務の執行に必要な文書については、取締役及び監査役が常時閲覧することができるよう検索可能性の高い方法で保存、管理しております。

(4) 個人情報については、法令及び「個人情報保護規程」に基づき厳重に管理しております。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1) リスク管理

- ・リスク管理は、「リスクマネジメント・コンプライアンス規程」に基づき、一貫した方針の下に、効果的かつ総合的に実施しております。
- ・全リスクの統括管理及びコンプライアンスに関する個別課題についての協議・決定は、リスク・コンプライアンス委員会にて行い、協議・決定事項、進捗状況については必要に応じて取締役会に報告しております。

(2) 危機管理

自然災害等重大事態が発生した場合に、「緊急事態対応マニュアル」に基づき対処にあたります。緊急事態が発生した場合又は発生が予想される場合には、場合によっては代表取締役社長を室長とする緊急事態対策室を設置し、損害・損失等を最小限にとどめるための具体策を迅速に決定・実行しております。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 業務執行機能の強化と経営効率向上を図るため執行役員制度を導入しております。

(2) 取締役会を原則として月1回、必要に応じて臨時に開催し、法令で定められた事項のほか、重要事項を決定し、それに従い取締役及び執行役員は適正かつ効率的に職務を執行し、取締役会はそれを監督しております。

(3) 取締役会での経営判断が効率的に行われるよう、取締役会上程事項の事前審議等を行う会議、リスクコンプライアンスに関する事項の審議・報告等を行うリスク・コンプライアンス委員会を開催しております。

(4) 取締役会規程、組織規程、業務分掌規程、職務分掌規程等を定め、取締役、執行役員及び使用人の職務権限と担当業務を明確にしております。

(5) 職務執行を適正かつ効率的に行うために、業務のシステム化、情報管理・伝達におけるペーパーレス化を引き続き推進しております。

⑤ 当会社における業務の適正を確保するための体制

(1) 当会社の内部通報窓口は、当会社の役員・従業員からの相談を受け付けております。

(2) 当会社の各部門は、自らの業務の遂行に当たり、職務分離による牽制、業務の可視化等を実施し、財務報告の適正性の確保に努めております。

(3) 当会社は、リスク・コンプライアンス委員会に、「リスクマネジメント・コンプライアンス規程」に定める任務を担わせております。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役の職務の補助をすべき使用人が必要な場合、代表取締役社長は、監査役の指揮・監督に服する専任の使用人を選任することとしております。「監査役監査基準」に則り当該使用人の実効性を確保しております。

⑦ 監査役を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役を補助すべき使用人の独立性を確保するため、当該業務遂行に当たっては取締役の指揮命令を受けないものとしております。また、監査役を補助すべき使用人の人事異動・人事評価・懲戒処分は、あらかじめ監査役の承諾を得るものとしております。

⑧ 監査役を補助すべき使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

監査役を補助すべき使用人は、監査役の命を受けた業務を行う上で必要な補助業務に従事し、必要な情報の収集権限を有しております。

⑨ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

(1) 監査役は、取締役会に出席し、取締役から業務執行の状況その他重要事項の報告を受けるほか、管理職会議その他重要な会議に出席しております。

(2) 取締役、執行役員及び使用人は、監査役の求めに応じて、随時その職務の執行状況その他に関する報告を行っております。

(3) 経営管理室長は、その職務の内容に応じ、月次・四半期ごとの頻度で定期的に監査役に対する報告を行っております。

(4) 経営管理室長は、内部通報窓口の利用状況を確認するとともに、監査役に定期的に報告し

ております。

(5) 重要な決裁書類は監査役の閲覧に供しております。

- ⑩ 報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

監査役に報告したものは、報告をしたことを理由として不利益となる取り扱いを受けることはありません。

- ⑪ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理にかかる方針に関する事項

監査役が職務の執行のために合理的な費用の支払を求めたときは、当会社はこれに応じるものとしております。

- ⑫ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 監査役は定時及び臨時に監査役会を開催し、情報の交換・協議を行っております。

(2) 監査役は、代表取締役社長と定期的に情報・意見交換を実施するほか、会計監査人、内部監査担当と緊密な連携を保つことで、監査の実効性確保を図っております。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度におきましては、前記「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」に則った運用を実施しており、その主な取り組みは以下のとおりであります。

① 取締役の職務執行

- ・取締役会は17回開催いたしました。「取締役会規程」に則り、経営の重要事項の意思決定や、取締役の業務執行状況についての報告、意見交換等を行いました。

② 監査

- ・監査役会は13回開催いたしました。「監査役会規程」「監査役監査基準」に則り、常勤監査役1名と非常勤監査役2名で、取締役の職務執行の監督等を行いました。
- ・内部監査は代表取締役直轄の内部監査担当が、内部監査計画に基づいて実施いたしました。内部監査結果は定期的に代表取締役、監査役及びリスク・コンプライアンス委員会に報告しております。

③ リスク・コンプライアンス

- ・リスク・コンプライアンス委員会は12回開催いたしました。該当事項の審議、対応方針の決定、意見交換等を行いました。
- ・社内教育として、入社時にコンプライアンスに関する研修の受講とテストの実施、全役職員を対象に年1度コンプライアンス理解テストの実施とセキュリティリテラシー研修の実施、教材担当者に対する著作権研修を実施いたしました。
- ・新規取引先は取引開始前に反社会的勢力ではないことの確認を実施いたしました。

株主資本等変動計算書

(2024年4月 1 日から)
(2025年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		株主資本 合 計
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	その他利益 剰 余 金	利益剰余金 合 計	
					繰 越 利 益 剰 余 金		
当 期 首 残 高	50,000	176,216	-	176,216	432,712	432,712	658,928
当 期 変 動 額							
新 株 の 発 行	138,808	138,808		138,808		-	277,616
減 資	△138,808		138,808	138,808		-	-
当 期 純 利 益				-	473,789	473,789	473,789
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				-		-	-
当期変動額合計	-	138,808	138,808	277,616	473,789	473,789	751,406
当 期 末 残 高	50,000	315,024	138,808	453,832	906,502	906,502	1,410,335

	評価・換算差額等		純 資 産 合 計
	その他有 価証券評 価差額金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	1,674	1,674	660,602
当 期 変 動 額			
新 株 の 発 行		-	277,616
減 資		-	-
当 期 純 利 益		-	473,789
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)	△709	△709	△709
当 期 変 動 額 合 計	△709	△709	750,696
当 期 末 残 高	964	964	1,411,299

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理）

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、建物については定額法に採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 10年～15年

工具、器具及び備品 8年

(3) 繰延資産の処理方法

株式交付費

株式交付費は、3年間で均等償却しております。

(4) 引当金の計上基準

① 賞与引当金

従業員の賞与支払に備えて、支給見込額の当期負担額を計上しております。

② 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(5) 収益及び費用の計上基準

当社は人材育成事業を行っており、研修を提供することを履行義務として識別しております。原則として、一定の期間に及ぶ研修においては、役務提供時点で履行義務が充足されると判断し、当該期間にわたり収益を認識しております。その他の研修においては、研修が終了した時点で当該役務提供が顧客に移転することから、履行義務が充足されると判断し、当該時点で収益を認識しております。

これらの履行義務に対する対価は、履行義務充足後、別途定める支払条件により概ね1ヵ月以内に回収しており、重大な金融要素は含んでおりません。

2. 会計方針の変更に関する注記

（「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用）

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分に関する改正については、2022年改正会計基準第20－3項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更が計算書類に与える影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

繰延税金資産の回収可能性

1. 当事業年度の貸借対照表に計上した金額

(単位：千円)

	当事業年度
繰延税金資産	24,921

2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産は、将来減算一時差異が、将来生じる可能性が高いと見込まれる課税所得と相殺できる範囲で認識しております。課税所得が生じる可能性が高いと見込まれるかどうかの判断においては、将来獲得し得る課税所得の時期及び金額を合理的に見積っております。

当社は、計算書類作成時において入手可能な情報に基づき繰延税金資産の回収可能性の判断を行い、繰延税金資産を計上しております。これらの見積りは、将来の不確実な経済状況及び会社の経営状況によって影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

4. 貸借対照表に関する注記

当座貸越契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行2行と当座貸越契約を締結しております。これらの契約に基づく借入未実行残高は、次のとおりであります。

当座貸越限度額	250,000千円
借入実行残高	-
差引額	250,000千円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式 2,080,900株

(2) 当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

該当事項はありません。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

該当事項はありません。

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの

該当事項はありません。

(4) 当事業年度の末日における株式引受権に係る株式の数

該当事項はありません。

(5) 当事業年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

該当事項はありません。

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については流動性、収益性、リスク分散を考慮し、安全性を担保する運用を行うものとし、資金調達については自己資金 又は銀行等金融機関からの借入により資金を調達する方針であります。なお、デリバティブ取引は行っておりません。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。差入保証金は、主に賃貸借契約に基づき預託しているものであり、取引先企業等の信用リスクに晒されております。投資有価証券は投資信託であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払金、未払消費税等、未払法人税等は1年以内の支払期日であります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

・信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、社内規程等に従い、営業債権について、営業担当が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。差入保証金については、差入先の信用状況を定期的に把握することにより管理しております。

・市場リスクの管理

当社は、投資有価証券については定期的に時価を把握しております。

・資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、管理部門が適時に資金繰状況を確認するとともに、手許流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (千円)	時 価 (千円)	差 額 (千円)
① 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	119,493	119,493	-
② 差入保証金	17,156	14,724	△2,432

- (※1) 現金及び預金については、現金であること、及び預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、記載を省略しております。
- (※2) 売掛金、買掛金、未払金、未払消費税等、未払法人税等は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、記載を省略しております。
- (※3) 投資信託について、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従い、投資信託の基準価額を時価とみなしております。①有価証券及び投資有価証券には当該投資信託が含まれております。
- (※4) 「貸借対照表計上額」及び「時価」については、敷金の回収が最終的に見込めないと認められる部分の金額（資産除去債務の未償却残高）が含まれております。

(注) 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,461,863	-	-	-
売掛金	96,367	-	-	-
差入保証金	-	-	-	14,724
合計	1,558,230	-	-	14,724

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価で貸借対照表に計上している金融商品

区 分	時 価 (千 円)			
	レ ベ ル 1	レ ベ ル 2	レ ベ ル 3	合 計
有価証券及び投資有価証券 その他有価証券 株 式	-	-	-	-

(注) 一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従い、投資信託の基準価額を時価とみなす投資信託については含めていません。当該投資信託の貸借対照表計上額は119,493千円です。

② 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区 分	時 価 (千 円)			
	レ ベ ル 1	レ ベ ル 2	レ ベ ル 3	合 計
差 入 保 証 金	-	14,724	-	14,724

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

投資有価証券は相場価格を用いて評価しております。投資有価証券は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

差入保証金

差入保証金の時価については、想定した貸借契約期間に基づき、相手先の信用リスクを加味した上で、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な利率で割り引いた現在価値により算出する方法によっております。

7. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	15,425千円
賞与引当金	8,158千円
未払費用	1,444千円
その他有価証券評価差額金	568千円
その他	422千円
繰延税金資産合計	26,019千円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△1,098千円
繰延税金負債合計	△1,098千円
繰延税金資産の純額	24,921千円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	34.59%
(調整)	
租税特別措置法上の税額控除	△5.06%
その他	△0.07%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	29.46%

(3) 法人税等の税率の変更

「所得税法等の一部を改正する法律」（2025年法律第13号）が2025年3月31日に成立したことに伴い、2026年4月1日以降に開始する事業年度から「防衛特別法人税」が課されることになりました。

これに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率が34.59%から35.43%に変動いたします。

なお、この実効税率の変更に伴う影響は軽微であります。

8. 関連当事者との取引に関する注記

役員及び個人主要株主等

種 類	会社等の名称 又 は 氏 名	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者との関係	取引内容	取 引 金 額 (千円)	科 目	期 末 残 高 (千円)
役員及び主 要 株 主	松 田 航	68.64%	当社代表取締役 社長	本社の賃貸 借契約に対 する債務被 保証 (注)	8,495	-	-

(注) 当社の本社事務所の賃貸借契約に対して債務保証を受けておりましたが、当事業年度末においては解消されております。取引金額については、債務保証解消時点までの賃借料を記載しております。なお、保証料の支払いは行っておりません。

9. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は、人材育成事業を営む単一セグメントであり、以下のとおりであります。

(単位：千円)

	当事業年度
研修の提供（売上高）	1,958,771
合計	1,958,771

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「1.重要な会計方針に係る事項に関する注記 (5)収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

(3) 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 顧客との契約から生じた債権及び契約負債の残高等

顧客との契約から生じた債権は、貸借対照表の売掛金になります。

契約負債は、主に将来の履行義務に係る対価の一部を顧客から受け取った前受金であります。履行義務が充足された時点で契約負債は収益へと振替えられます。

(単位：千円)

	当事業年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	59,957
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	96,367
契約負債（期首残高）	18,705
契約負債（期末残高）	28,019

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社では、当初に予定される顧客との契約期間が1年以内であるため、残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益認識が見込まれる期間の記載を省略しております。

10. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たりの純資産額 678円22銭

(2) 1株当たりの当期純利益 234円17銭

(注) 当社は、2024年8月31日付で普通株式1株につき2,000株の割合で株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

11. 重要な後発事象に関する注記

(自己株式の取得)

当社は、2025年5月14日開催の取締役会において、以下のとおり、会社法第 459 条第 1 項第 1 号の規定による定款の定めに基づき、自己株式取得に係る事項について決議いたしました。

1.自己株式の取得を行う理由

機動的かつ柔軟な資本政策の実施により、株主還元の充実を図るため。

2.自己株式の取得に係る事項の内容

(1) 取得対象株式の種類

当社普通株式

(2) 取得し得る株式の総数

40,000株（上限）（発行済株式総数（自己株式を除く）に対する割合1.92%）

(3) 株式の取得価額の総額

1億円（上限）

(4) 取得期間

2025年5月15日～2026年5月14日

(5) 取得方法

東京証券取引所における市場買付